

事務連絡
令和4年8月8日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その2）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け厚生労働省健康局長通知別添。以下「自治体向け手引き」という。）等に基づき適切に御対応いただいているところです。また、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチン（以下「オミクロン株対応ワクチン」という。）を使用した追加接種（以下「オミクロン株対応ワクチン接種」という。）については、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について」（令和4年7月22日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡。以下「7月事務連絡」という。）に基づき、接種体制の準備を進めていただいているところです。

さて、8月8日に開催された第34回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）では、7月22日の分科会に引き続き、オミクロン株対応ワクチン接種について議論を行ったところです。

オミクロン株対応ワクチン接種を実施するかどうかは、引き続き分科会において審議することとなりますが、今般の分科会における議論を踏まえた追加の情報を下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、既存の新型コロナワクチンの3回目接種及び4回目接種を鋭意進めていただいているところですが、本事務連絡に基づいてオミクロン株対応ワクチンの接種体制の準備を始めていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡は、現時点での情報に基づき、具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により変更する可能性があることを申し添えます。

記

8月8日に開催された分科会では、接種対象者、接種の開始時期、使用するワクチンの

種類等について議論を行った。当該議論を踏まえた最新の方針は以下のとおりである。(下線部は、7月事務連絡で示した内容からの更新箇所)

1. 基本的な考え方

分科会では、オミクロン株対応ワクチンが開発中であることや諸外国の動向等を踏まえ、我が国においても、オミクロン株対応ワクチン接種を予防接種法に基づく予防接種に位置づける方向で検討していくこととされた。オミクロン株対応ワクチン接種の実施やその対象者、接種間隔等の接種方法については、今後得られるデータや諸外国の動向等を踏まえ、引き続き審議することとしている。

各自治体においては、今後、分科会での審議の結果、オミクロン株対応ワクチン接種を予防接種法に位置づけることとなった場合に備え、記2以降の事項を踏まえつつ、接種券や会場の手配等、準備を進めること。なお、オミクロン株対応ワクチン接種を実施することとなった場合の対象者、接種方法等については、必要な審議等を経て、方針が決定し次第、速やかにお知らせする予定である。

2. 接種対象者について

分科会では、現時点のワクチンの効果に関する科学的知見を踏まえると、オミクロン株対応ワクチン接種は、初回接種を完了した全ての者を対象とすることを想定することが妥当との見解が示された。

国としては、引き続き、知見の収集に努めていくところであるが、現時点では、引き続き、初回接種を完了した全ての住民を対象に実施することを想定して準備を進めること。

3. 接種の開始時期等について

オミクロン株対応ワクチンについては、その納入に際して企業と調整を行っているところであり、薬事上の承認がなされれば、9月中には輸入される見込みである。ワクチンの供給までに必要な期間等を踏まえると、今年10月半ば以降に実施することが考えられる。

このため、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間は令和3年2月17日から令和4年9月30日までとしているが、オミクロン株対応ワクチン接種を実施するに当たっては、既存の新型コロナワクチンの接種からの間隔等も踏まえて、その実施期間を延長する方向で調整している。

4. ワクチンの種類及び供給について

分科会では、オミクロン株対応ワクチン接種では、オミクロン株(BA.1)と従来株に対応した2価ワクチンを使用することが妥当であるとされた。ワクチンについては、輸入後、一定の配送期間を要することとなるが、供給スケジュールの更なる詳細については、今後決まり次第、お知らせする予定である。

5. 予算について

オミクロン株対応ワクチン接種の安全かつ円滑な実施に向けて、当該接種に係る体制確保に必要な費用については、地方負担が生じることがないように、引き続き、国が全額を負担する方針のもと、必要な予算については今後措置する予定である。

6. 接種券の発送準備について

記2及び3に示した内容を踏まえ、10月半ば以降、初回接種を完了した全ての住民を対象にオミクロン株対応ワクチン接種を開始することも想定して、接種券の発送準備(印刷、封入・封緘)を進めること。ただし、オミクロン株対応ワクチン接種を行う際には、すでに印刷又は送付している3回目接種用接種券及び4回目接種用接種券も使用可能とすることを想定している。このため、接種券の発送準備は、現時点では、4回目接種が完了している者及び3回目接種が完了しているが4回目接種用接種券を送付していない者の分について進めておくことが考えられる。

なお、接種券を発送すべき時期については、方針が決定し次第、速やかにお知らせする予定である。

7. 事務運用について

オミクロン株対応ワクチン接種は、対象者や接種方法等の方針を踏まえて一部変更する可能性はあるものの、基本的には自治体向け手引き第5章「追加接種(3回目接種、4回目接種)」と同様の運用を想定しているため、自治体向け手引きの内容を踏まえて、準備を行うこと。

ただし、接種券及び接種済証の様式については、本人にとって5回目の接種を行うこととなる被接種者がいることから、回数欄を「5」と印字する場合は生じることに留意すること。なお、予診票については、様式変更を予定していない。

(※) オミクロン株対応ワクチン接種に係る各様式の仕様については、7月事務連絡で示した内容から変更がないため、引き続き、同事務連絡を参照すること。

以上